



2 教 高 第 605 号
令和 2 年 7 月 14 日

県 立 学 校 長 様

愛媛県教育委員会教育長

夏季休業中における学校管理の強化及び
生徒指導の充実等について（通知）

このことについては、既に十分な配慮がなされていることと思いますが、さらに別紙事項に留意の上、指導・管理に万全を期するよう格別の配慮をお願いします。

なお、各校においては、新型コロナウイルス感染防止のための感染回避行動（「うつらないよう自己防衛！」「うつさないよう周りに配慮！」「習慣化しよう3密回避！」）を始めとする様々な対策が講じられているところではありますが、夏季休業中は特に、旅行や帰省など県外からの移動の増加が見込まれるため、首都圏や関西圏の感染状況や他の地域への感染拡大状況を踏まえて水際対策を強化している本県の現状に鑑み、引き続き、次にある3つの感染リスク管理や健康観察を徹底するとともに、県外旅行時の留意事項の遵守、えひめコロナお知らせネットの活用など、最新の情報・通知文に基づく適切な対応をお願いします。

【3つの感染リスク管理を徹底】

- 換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底（密閉）
- 多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮（密集）
- 近距離での会話や大声での発声を控える（密接）

また、貴校において配布した「夏季休業中の生徒心得」や保護者への依頼文などの文書を、県立高等学校及び県立中等教育学校は高校教育課長宛て、県立特別支援学校は特別支援教育課長宛て、令和2年8月7日（金）までに1部提出をお願いします。

夏季休業中における学校管理の強化及び生徒指導の充実等について

※ 下線部は「新型コロナウイルス感染症対策に係る学校管理上の留意点（令和2年6月22日現在）」からの引用

1 施設等の管理について

- (1) 施設・設備等の管理に万全を期し、特に教育活動に活用する施設・設備の保全管理について、責任の所在を明確にすること。
- (2) 地震、風水害、津波、火災、盗難等に対して綿密な対策を講じること。特に、有事発生時における安全確認や関係機関への連絡、報告等の初動体制の構築及び再点検を行うこと。
- (3) 夜間及び休業日等の施錠を徹底し、盗難防止に努めること。また、現金等の貴重品は学校に置かないなど、管理を徹底すること。
- (4) 児童生徒の安全確保や学校の安全管理について、施設・設備、指導体制、外部関係機関との連携等について再検討し、万全な対策を講じること。
- (5) 個人情報漏えい等の防止のため、業務に使用するコンピュータ等の管理体制全般について再点検するとともに、セキュリティポリシーの見直し・強化と情報処理に関する教職員への周知徹底を図ること。
- (6) 空調設備の使用時における設定温度を28度以下にするなど、熱中症の発症等、児童生徒の健康に十分に配慮すること。

2 教職員の服務等について

- (1) 非正規採用者を含む全ての教職員が教育公務員としての服務規律を遵守するとともに、教育専門職にふさわしい研究と修養に努めること。職務専念義務免除による研修については、県民の疑惑を招くことがないよう適正な手続きを行うとともに、研修内容の充実を図ること。
- (2) 勤務時間の内外を問わず、教職員の品位を傷つけたり、社会的信用を失墜したりすることのないよう、言動に十分留意するとともに、教職員の懲戒処分^{（注）}の指針が策定された趣旨を踏まえ、決して不祥事を起こさないよう、自らの使命と職責を常に自覚すること。
- (3) 常に公私の別を明らかにし、職務上利害関係のある者との会食、金銭・贈答品の授受、遊戯その他県民の疑惑を招くような行為は、一切行わないこと。
- (4) 交通道德及び交通法規を厳守し、交通事故・違反の絶滅に努めること。特に、飲酒・酒気帯び運転については、自己の規制の甘さが引き起こす重大な犯罪であり、たった一人の行為が県全体に対する県民の信頼を著しく失墜させることを改めて自覚すること。また、飲酒後半日経過していても、体内にアルコールが残存している場合は、飲酒運転となることを全ての教職員に周知徹底し、その根絶に力を尽くすこと。
- (5) 部活動指導、生徒指導等における体罰防止に向けて、各県立学校に配付されている「運動部活動での指導のガイドライン」（文部科学省）、「運動部活動運営ガイド改訂版」（愛媛県教育委員会保健体育課HPにも掲載）及び「校内研修資料 体罰の根絶に向けて」（愛媛県総合教育センター）等を活用し、校内研修会等を実施して事例研究を行うこと等により、体罰防止を徹底すること。
- (6) 夏季休暇やリフレッシュ休暇等を有効に活用して、心身のリフレッシュを図り、英気を養うとともに、年次有給休暇について、年10日以上付与されている教職員は年5日以上を取得できるよう計画的な取得に努めること。
- (7) 危機管理を学校経営の中に明確に位置付けた上で、常日頃から「危機発生の未然防止」「危機発生時の対応」「再発防止」を内容とした危機管理に取り組み、学校全体の危機管理意識を高めること。

3 教職員の勤務について

- (1) 県外出張については、不要不急の用務や、訪問することなくテレビ会議などで代替可能な用務については、中止・延期又は、訪問や参集によらない代替手段での実施を検討すること。県外出張を命じる場合は、校長は、教職員に対して、行先にかかわらず、感染回避行動（「3つの密」のある場への外出注意、3密対策が難しい場合は特に注意など）を徹底するよう指導すること。
特に、感染者が増加傾向にある県外の地域への出張については、必要性を慎重に判断すること。
- (2) 感染者が増加傾向にある県外の地域からの帰県後は、校長が、移動中の感染リスクについて聞き取ること（報告の際には、電話やメールを活用すること）。
- (3) 校長は、感染リスクが高いと判断した場合には、自宅待機等の適切な措置を指示すること。
- (4) 校長は、自宅待機等を指示しない場合でも、感染者が増加傾向にある県外の地域からの帰県後2週間は、特に、不特定多数との接触を控える、密閉した場所での会議等に出席しない、至近距離での会話をしないなど、万が一に備え、感染拡大に注意させるとともに、少しでも体調に異変を感じた場合には、直ちに校長へ連絡させること。
- (5) 教職員が児童生徒等に接する立場にあるとの観点から、各教職員に、自らの責務の重さや職務の影響力の大きさを改めて自覚させること。

4 教職員の私事旅行について

- (1) 観光旅行については、3密回避を習慣化の上、まずは地域や県内への観光を日常化し、県外観光は、四国内や広島県、大分県など、近隣県を優先して検討すること。
また、観光以外の目的で県外へ外出する場合も、行先にかかわらず、感染回避行動を徹底させること。
特に、感染者が増加傾向にある県外の地域への私事旅行については、県外出張の場合と同様に対応するとともに、事前に校長へ口頭で報告させること。
- (2) 当該教職員が、感染者が増加傾向にある県外の地域から帰県した際には、上記3の(2)～(4)の対応を行うこと。
- (3) 教職員が児童生徒等に接する立場にあるとの観点から、各教職員に、自らの責務の重さや職務の影響力の大きさを改めて自覚させること。

5 事故等の報告について

平素から危機管理体制の強化を図るとともに、シミュレーションを含む研修により、事故等に対する適切な対処の仕方や心構えを身に付けておくこと。

また、教職員・生徒に事故等が発生した場合は、適切な対応を行うとともに、県教委へ速やかに報告をすること。

6 生徒の指導について

〔高等学校及び中等教育学校について〕

- (1) 家庭学習などの推進
長期休業中における学習については、自主的学習を促進する観点から生徒一人一人の実態に合った適切な計画を立てさせ、実行できるよう指導・援助に努めること。
- (2) 生徒指導の徹底
ア 生徒指導の重要性を一層自覚するとともに、各教師の具体的な役割分担や責任の明確化を図り、全教師が連携・協力して生徒指導に取り組むこと。

- イ 休業中の好ましい生活の在り方や積極的な余暇利用について指導を徹底すること。
- (ア) 休業中は季節的な解放感とあいまって、生活が乱れがちになり、問題行動の要因となることもあるので、計画に基づいた規律ある生活を送るよう指導すること。
- (イ) 夜間の外出、不健全な場所への出入りをしないこと等については、生徒への指導はもとより、保護者に対して、家庭での指導監督を徹底するよう呼びかけ、事故の未然防止に努めること。
- (ウ) 県が主催する愛媛ボランティアネット（URL <http://nv.pref.ehime.jp/servlet/Kokai>）等、地域におけるボランティア活動の情報を生徒に提供し、積極的参加を奨励するとともに、地域の人々との交流を通して、社会生活を営んでいく上で必要な規範意識や他人を思いやる心の醸成に努めること。
- ウ 教育活動全般を通じて、「人の命は、何物にも代えがたいものであること」を強く認識させるとともに、学校生活に充実感を持たせ、たくましく生き抜く力の養成に努めること。
- また、18歳以下の自殺は、8月下旬から9月上旬等の学校の長期休業明けに急増する傾向にあることから、「こころの教育」プロフェッショナル育成事業の研修内容や、文部科学省が作成した「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」等を活用して校内研修を行うなど、自殺予防に対する全教職員の理解を深めるとともに、日頃から、生徒の発する小さなサインを敏感に受け止め、生徒の悩みに共感しながら相談に乗れるよう努めること。
- エ 信頼に基づく人間関係なくして教育は成り立たないことを自覚し、生徒の心情に触れる温かみのある指導を行い、問題行動、中途退学等の防止や不登校生徒の立ち直りの援助に努めるとともに、保護者との信頼関係を構築し、生徒の指導に当たること。
- また、発達障がいを含む特別な教育的支援を必要とする生徒に対しては、特別支援コーディネーター等を中心として、家庭や専門家等との連携を密にし、一人一人の困難な状況を十分に把握するとともに、個に寄り添った指導に努めること。
- オ スマートフォンなどインターネットの利用を前提とした携帯端末の急速な普及に伴い、SNSでの誹謗中傷等による人権侵害や情報発信による個人情報の流出、コミュニティサイト等に起因する性的被害、無料通信アプリ等でのやり取りを原因とするトラブル等が発生していることから、これらの危険性等を十分に周知するとともに、携帯電話等の安全使用に関する学習会を実施するなど情報モラルや情報リテラシーについての学習を推進すること。
- また、保護者に対して、子どもの携帯電話等の使用状況を把握し、家庭でルールを作るなどして子どもを指導することの必要性や、有害情報へのアクセスを制限するフィルタリング機能の設定について啓発すること。
- カ 暴力行為については、被害者が病院で治療を受ける件数が増加傾向にあり、憂慮すべき事案も見られることから、生徒が安心して学べる環境を確保するため、教職員が一体となって、未然防止と早期発見・早期対応に取り組むとともに、生徒に対して、暴力など、社会で許されない行為は、学校においても許されないとする生徒指導の方針を明確に示すこと。
- キ いじめの問題については、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの生徒にも、どの学校でも、起こりうる」との認識に立ち、生徒にいじめの問題に対する全教職員の毅然とした態度を示し、学校が一丸となって計画的・組織的に対応すること。
- また、生徒が心に抱えている、いじめなどの悩みを教職員に相談できるよう、日頃から生徒の人格を尊重した接し方をするよう心掛け、相互理解に基づく深い信頼

関係の構築に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基にした生徒指導上の十分な配慮と相談窓口（「SNS相談ほっとえひめ」「いじめ相談ダイヤル24」等）の周知を行うこと。

ク 全ての県立学校において、自転車通学時等のヘルメット着用が義務付けられているが、「ヘルメット着用は、交通ルールを守り、自らの命を守る心掛けの証であり、交通安全の原点である」との認識の下、交通安全教育を一層充実させ、交通安全意識の高揚、事故防止等に努めること。また、ヘルメットは、あご紐を正しく締めていないと衝撃を受けた際に十分な着用効果が得られないことから、着用はもとより、あご紐を正しく締めることを生徒に粘り強く指導すること。

ケ 自転車通学生の交通ルール違反、マナーの欠如による事故が多発していることから、交通法規を守らない自転車走行の危険性について厳しく指導するとともに、マナーについては、生徒の内面的な自覚を促し、自主的に守らせるよう粘り強く指導し、交通事故の被害者にも加害者にもさせないよう交通事故防止の徹底を図ること。

※ 自転車損害賠償保険の加入義務化について

自転車損害賠償保険への加入については、4月から義務化されており、その目的が、加害者の賠償責任の補償だけでなく、被害者の経済的救済を図るためであることを生徒及び保護者に周知した上で指導すること。

コ 公共交通機関を利用する生徒に対しては、感染防止に対する県民の意識が高まり、生徒の行動に注目が集まっていることに鑑み、次の項目に留意して、生徒に感染拡大回避行動を徹底するよう指導するとともに、学校を代表する者としての自覚ある行動を促すこと。

- ・マスク着用など咳エチケットの徹底。
- ・会話を控える。
- ・乗車前後の消毒液の活用や手洗いの徹底。
- ・車内では、身体的距離をできるだけ確保する。
- ・混雑緩和のために、荷物等は網棚に置く。もしくは、体の前に抱える。
- ・車内では、飲食を控える。
- ・一般の乗客の方に配慮した言動を行う。

サ 暴走族や暴走行為の悪質性、危険性についての理解を深めさせるとともに、保護者、地域、警察等関係機関と協力して、暴走行為等の未然防止に努めること。

シ 警察等関係機関と実効性ある連携を図るとともに、PTA補導委員などの協力を得て、校外指導を充実し、深夜はいかい、飲酒・喫煙等の不良行為の防止に努めること。

ス インターネット等を通じて、大麻等の違法薬物が売買されており、全国では、違法薬物使用後に他人を巻き込む交通事故や殺傷事件などが発生していることから、引き続き、薬物の危険性・有害性などについて繰り返し指導を行い、薬物乱用防止に努めること。

セ 長期欠席が続く生徒については、保護者への電話だけでなく、家庭訪問等により直接本人の様子を確認し、必要に応じて関係機関と連携すること。

ソ 生徒が公職選挙法違反等に巻き込まれることがないように、選挙管理委員会との連携を進めるとともに、政治や選挙等に関する副教材「私たちが拓く日本の未来」のQ&A等の内容について、生徒や保護者への周知を徹底するなど、適切な指導を行うこと。

(3) 学校行事、部活動、実習・実技などの指導

ア リーダー研修会、登山、海水浴、キャンプなど様々な行事の実施に当たっては、慎重に計画を立て、特に安全に留意して行うこと。

また、現場実習、企業訪問等の実施に当たっては、その趣旨や内容、安全性等について

て生徒及び保護者に丁寧に説明を行うとともに、その意見を十分に聞くこと。

イ 部活動は、学校生活の中でも3密環境がそろいやすい活動であることから、校長が実施内容を十分に確認するとともに、「部活動再開チェックリスト」等により、校長や顧問等が責任を持って監督・指導することを前提に実施すること。

ウ 部活動の実施については、生徒が積極的に参加し活動の目的が十分達成されるよう配慮するとともに、特に運動部活動においては、生徒の健康状態に留意して組織的・具体的な指導計画を立て、熱中症やけがの防止等に努めること。

また、部活動等に参加する生徒が登下校中に、事故・事件に遭わないよう家庭とも密接に連絡をとって万全を期すること。

なお、生徒のバランスのとれた生活習慣の形成や健康管理のために、休養日や練習時間を適切に設定するなど、無理のない行動計画の作成に努めること。

休養日の設定については、「愛媛県の運動部活動の在り方に関する方針」（平成30年8月愛媛県教育委員会改定）及び「愛媛県の文化部活動の在り方に関する方針」（平成31年3月愛媛県教育委員会策定）を踏まえ、学校長の定める活動方針に沿って、下記の点にも留意の上、適切に対応すること。

○ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期に休養期間（オフシーズン）を設ける。

○ 県外への遠征や合宿については、8月1日（土）から可能とする。ただし、首都圏や関西圏など感染拡大地域との間で、遠征や招聘試合等は実施しないこととする。また、その他の地域についても事前に感染状況を確認の上、その必要性を十分に精査し、学校長の許可のもと、本人及び保護者の承諾を得た上で行うこととし、同行する顧問教員等は、「上記3 教職員の勤務について」を念頭に置き、慎重に行動すること。

なお、当該措置に関しては、全国の感染状況に応じて、対応を見直すことがあるので留意すること。

エ 実習・実技等の指導に当たっては、熱中症対策を徹底するとともに、気温や湿度に応じて、指導内容や場所、実施時期を変更するなど、指導計画の柔軟な見直しを図ること。

気温・湿度が高い場所でマスクを着用すると、熱中症の健康被害が発生する可能性が高いことから、屋外やハウス等で人と十分な距離が確保できる場合には、熱中症のリスクを考慮し、マスクを外してもよい。

マスクを着用している場合には、強い負荷の作業等は避け、こまめに水分補給を心がけるようにする。また、周囲の人との距離をとれる場所で、適宜、マスクを外して休憩をすることも必要である。

(4) アルバイト就労に関する指導

ア 生徒の健康、学業への影響等に十分留意すること。

イ 労働基準法に基づく適正な労働条件であることを確認すること。

ウ 保護者の監督責任を明確にするとともに、アルバイト先における生徒の状況等を的確に把握して、保護者と連携して適切な指導に当たること。

〔特別支援学校について〕

(1) 家庭学習などの推進

長期休業中の家庭学習については、幼児児童生徒一人一人の障がいの状態及び発達の段階に応じた目標や計画を立て、自主的に学習できるよう指導・支援に努めるとともに、保護者懇談や教育相談等を通じ、より好ましい生活態度が身に付くよう指導すること。

(2) 生徒指導の徹底

ア 生徒指導の重要性を一層自覚するとともに、各教師の共通理解と具体的な役割分担や責任の明確化を図り、全教師が連携・協力して生徒指導に取り組むこと。

イ 学級活動やホームルーム活動などを通じ、休業中の好ましい生活の在り方や積極的な余暇活用について指導を徹底すること。

(ア) 休業中は生活が不規則になり、問題行動の要因となることもあるので、保護者に対して、家庭での指導監督を徹底するよう呼びかけること。

(イ) スポーツや読書等に取り組み、健康の保持増進を図ったり趣味を深めたりするなど、積極的な余暇の活用に努めること。

(ウ) 家族の一員であるという自覚や責任感を持って、家庭での役割を果たすよう努めること。

(エ) 幼児児童生徒に地域の情報を提供するとともに関係団体との連携・協力を図り、地域行事等への積極的な参加による豊かな体験活動を推進すること。

(オ) 県が主催する愛媛ボランティアネット（URL <http://nv.pref.ehime.jp/servlet/Kokai>）等、地域におけるボランティア活動の情報を児童生徒に提供し、積極的な参加を奨励するとともに、地域の人々との交流を通して、社会生活を営んでいく上で必要な規範意識や他人を思いやる心の醸成に努めること。

ウ 命の大切さについて具体的事例を示しながら繰り返し教え、自他の生命を尊重する態度や生きる力を育む指導を徹底すること。

また、性に関する指導については、障がいの状態や発達の段階等に応じて、正しい知識を身に付け、「生命の尊重」「健全な生活態度」「規律ある習慣」についてよく教えるとともに、学校生活に充実感を持たせ、自尊感情を育むよう指導すること。

エ 日頃から教師間及び保護者等と連携を密にし、児童生徒の生活面の変化等を敏感に受け止めることによって、いじめの早期発見、問題行動等の未然防止に努めること。また、いじめの問題については、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの児童生徒にも、学校でも、起こりうる」との認識に立ち、児童生徒にいじめの問題に対する全教職員の毅然とした態度を示し、学校が一丸となって計画的・組織的に対応するとともに、定期的に児童生徒から直接状況を聞く機会を設けるとともに、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基にした生徒指導上の十分な配慮と相談窓口（「SNS相談ほっとえひめ」「いじめ相談ダイヤル24」等）の周知を行うこと。

オ スマートフォンなどインターネットの利用を前提とした携帯端末の急速な普及に伴い、SNSでの誹謗中傷等による人権侵害や情報発信による個人情報の流出、コミュニティサイト等に起因する性的被害、無料通信アプリ等でのやり取りを原因とするトラブル等が発生していることから、これらの危険性等を十分に周知するとともに、携帯電話等の安全使用に関する学習会を実施するなど情報モラルやリテラシー教育についての学習を推進すること。

また、保護者に対して、子どもの携帯電話等の使用状況を把握し、家庭でルールを作るなどして子どもを指導することの必要性や、有害情報へのアクセスを制限するフィルタリング機能の設定について啓発すること。

カ 自転車通学時等のヘルメット着用については、「ヘルメット着用は、交通ルールを守り、自らの命を守る心掛けの証であり、交通安全の原点である」との認識の下、交通安全教育を一層充実させ、交通安全意識の高揚、事故防止等に努めること。また、ヘルメットは、あご紐を正しく締めていないと衝撃を受けた際に十分な着用効果が得られないことから、着用はもとより、あご紐を正しく締めることを生徒に粘り強く指導すること。

なお、交通事故防止並びに交通事故の被害者にも加害者にもならないよう、交通ルール、交通マナーの徹底を図ること。

※ 自転車損害賠償保険の加入義務化について

自転車損害賠償保険への加入については、4月から義務化されており、その目的が加害者の賠償責任の補償だけでなく、被害者の経済的救済を図るためであることを生徒及び保護者に周知した上で指導すること。

キ 公共交通機関を利用する幼児児童生徒に対しては、感染防止に対する県民の意識が高まり、幼児児童生徒の行動に注目が集まっていることに鑑み、次の項目に留意して、幼児児童生徒に感染拡大回避行動を徹底するよう指導するとともに、学校を代表する者としての自覚ある行動を促すこと。

- ・マスク着用など咳エチケットの徹底。
- ・会話を控える。
- ・乗車前後の消毒液の活用や手洗いの徹底。
- ・車内では、身体的距離をできるだけ確保する。
- ・混雑緩和のために、荷物等は網棚に置く。もしくは、体の前に抱える。
- ・車内では、飲食を控える。
- ・一般の乗客の方に配慮した言動を行う。

ク 警察、地域の県立学校、PTA補導委員などと連携を図り、深夜はいかい、飲酒・喫煙等の不良行為の防止に努めること。

ケ インターネット等を通じて、大麻等の違法薬物が売買されており、全国では、違法薬物使用後に他人を巻き込む交通事故や殺傷事件などが発生していることから、引き続き、薬物の危険性・有害性などについて繰り返し指導を行い、薬物乱用防止に努めること。

コ 家庭訪問や電話等により、幼児児童生徒の家庭での実態の把握に努め、充実した夏季休業となるよう適切な指導・支援を行うこと。

また、次の事項については、教育的な観点に立ち、家庭の協力のもとに徹底を図ること。

- 食事、挨拶、身だしなみ、整理整頓等の基本的な生活習慣の育成
- 海、川、池やプール等における水の事故の防止
- 花火等は保護者と一緒にするなど、火薬類の取扱い等についての安全指導
- 外出先や用件、帰宅時刻等を保護者に告げることなどの習慣化、並びに幼児児童生徒が一人で外出する際の安全確保の指導及び保護者への周知

サ 長期欠席が続く児童生徒については、保護者への電話だけでなく、家庭訪問等により直接本人の様子を確認し、必要に応じて関係機関と連携すること。

シ 生徒が公職選挙法違反等に巻き込まれることがないように、選挙管理委員会との連携を進めるとともに、政治や選挙等に関する副教材「私たちが拓く日本の未来」のQ&A等の内容について、生徒や保護者への周知を徹底するなど、適切な指導を行うこと。

(3) 学校行事、部活動、実習・実技などの指導

ア 学校が実施する行事は、慎重に計画を立て、安全に留意し、保護者の同意のもとで行うこと。

イ 部活動は、学校生活の中でも3密環境がそろいやすい活動であることから、校長が実施内容を十分に確認するとともに、「部活動再開チェックリスト」等により、校長や顧問等が責任を持って監督・指導することを前提に実施すること。

ウ 部活動等の実施についても、事前にその活動計画、実施内容、日程等を十分に検討し、熱中症やけがの防止に努めること。

また、部活動等に参加する生徒が登下校中に、事故・事件に遭わないよう家庭とも密

接に連絡をとって万全を期すること。

なお、生徒のバランスのとれた生活習慣の形成や健康管理のために、休養日や練習時間を適切に設定するなど、無理のない行動計画の作成に努めること。

休養日の設定については、「愛媛県の運動部活動の在り方に関する方針」（平成30年8月愛媛県教育委員会改定）及び「愛媛県の文化部活動の在り方に関する方針」（平成31年3月愛媛県教育委員会策定）を参考に、下記の点にも留意の上、適切に対応すること。

- 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期に休養期間（オフシーズン）を設ける。
- 県外への遠征や合宿については、8月1日（土）から可能とする。ただし、首都圏や関西圏など感染拡大地域との間で、遠征や招聘試合等は実施しないこととする。また、その他の地域についても事前に感染状況を確認の上、その必要性を十分に精査し、学校長の許可のもと、本人及び保護者の承諾を得た上で行うこととし、同行する顧問教員等は、「上記3 教職員の勤務について」を念頭に置き、慎重に行動すること。

なお、当該措置に関しては、全国の感染状況に応じて、対応を見直すことがあるので留意すること。

エ 実習・実技等の指導に当たっては、熱中症対策を徹底するとともに、気温や湿度に応じて、指導内容や場所、実施時期を変更するなど、指導計画の柔軟な見直しを図ること。

気温・湿度が高い場所でマスクを着用すると、熱中症の健康被害が発生する可能性が高いことから、屋外等で人と十分な距離が確保できる場合には、熱中症のリスクを考慮し、マスクを外してもよい。

マスクを着用している場合には、強い負荷の作業等は避け、こまめに水分補給を心がけるようにする。また、周囲の人との距離をとれる場所で、適宜、マスクを外して休憩をすることも必要である。

(4) アルバイト就労に関する指導

ア 生徒の健康、学業への影響等に十分留意すること。

イ 労働基準法に基づく適正な労働条件であることを確認すること。

ウ 保護者の監督責任を明確にするとともに、アルバイト先における生徒の状況等を的確に把握して、保護者と連携して適切な指導に当たること。